

# 京都発明協会を 活用しよう

新しいアイデアの開発で勝負したい！  
 大手企業とコラボしたい。共同開発で商品化したい！  
 新分野に参入したい！海外市場に打って出るぞ！  
 あれれれ！？似た商標がある。似たデザインがある。  
 他社から特許で訴えられた！他社からクレームがついた！  
 会社の機密情報が漏れたみたい。  
 特許庁への対応はどうしたらいいの？  
 安く権利化したいけど、どうしたらいい？  
 この契約は大丈夫？不利になっていない？



こんなチャレンジ的な思いや、ちょっと困った“知財事案”が、商品化、事業化、市場投入の過程で発生することもあります。そんな時は、まずは京都発明協会・知財総合支援窓口にご相談ください。きっと解決の糸口が見つけれられるはず。いろいろな知財の疑問点に対しても窓口支援担当者や知財専門家が現場に向き、方向性を見出していきます。しかも無料の相談ですから、余計な費用負担はありません。こんな知的財産のワンストップ支援サービスを是非ご利用ください。

知財の種類	権利保護の内容	権利期間
特許権	物・方法・製造方法の発明を保護	出願から20年
実用新案権	物品の構造や形状等の考案を保護(無審査)	出願から10年
商標権	自社商品と他社商品を区別するための商品・サービスで使用するマーク(文字・図形・記号等)を保護	登録から10年(更新可能)
意匠権	物品のデザインを保護。商品だけでなく、部品やパッケージなどのデザインも含む	登録から20年

## ■知財総合支援窓口はこんな仕組みです(独立行政法人 工業所有権情報・研修館事業)



■お問い合わせ先:京都発明協会「知財総合支援窓口」※事前予約制 TEL:075-326-0066  
 相談日時:月～金(休祝日除く)午前9時から12時、午後1時から午後5時まで  
 (詳細は当協会HPをご覧ください。http://kyoto-hatsumei.com/)